

1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

2. 政策の目標

(目標)

有価証券届出書等の開示書類の電子化を実施するため、証券取引法施行令、関係内閣府令等の改正をし、併せて電子開示システム(EDINET)の整備を図る。

(業績指標) 証券取引法施行令等の整備状況
電子開示システムの整備状況

(説明)

有価証券報告書等の企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成すものであり、その効率的な運営は公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者の保護のためには必要不可欠なものです。

更に、当該開示制度の電子化の推進は、発行体企業における開示手続、投資家等への企業情報の提供等の迅速化・効率化に繋がり、ひいては証券市場の活性化にも資するものであり、その必要性・公益性は極めて高いものです。

特に、平成13年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたように、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資等の投資優遇へといった金融のあり方の転換が求められているなか、企業情報へのアクセスの簡易性、迅速性を高め、有価証券発行会社への投資を一層活性化することは、日本経済の構造改革と早期再生を推進するための、基本的なインフラ整備として重要なものと考えます。

これらを踏まえ、平成13事務年度においては、更なる基盤整備推進を目標として、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の提出について、EDINETを利用した電子媒体による提出を可能とするよう、前事務年度に引き続き証券取引法施行令等の一部改正等法令の整備及びEDINETシステムの構築に鋭意取り組むこととしました。

3. 現状分析及び外部要因

平成9年6月の証券取引審議会の報告書において、「ディスクロージャー情報へのアクセスの改善(ディスクロージャー情報は、何よりも、投資家に利用され、理解されなけれ

ば、適切な投資判断に貢献しない。ディスクロージャー情報へのアクセスを容易にし、市場に関連する各種の情報産業・情報サービスを育成するとの観点からは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供などを実施するべきである。これらについては、システム設計のための準備が進められており、今後とも、早期実現に向けて対応を進めるべきである。）」として提言されました。

また、平成 11 年 3 月の「規制緩和推進 3 か年計画（改定）」において、「有価証券報告書等のディスクロージャー制度の電子化を行うこととし、具体化に向けた検討を行い、結論を得る。」との閣議決定が行われたほか、更には、平成 11 年 12 月の金融審議会第一部会の中間整理において、「政府において検討が進められている有価証券報告書等の開示書類の電子化は、投資家等の企業情報への容易かつ迅速なアクセスを可能とすること等を通じて、証券市場の活性化、効率化等に資するものと考えられ、その実現のための早期の法制化を期待する。」との提言がなされました。

その後、平成 12 年 5 月の「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」の成立により、企業内容等の開示制度の電子化が平成 13 年 6 月より順次実施されることを踏まえ、平成 12 事務年度においては、企業内容等の開示制度の電子化の第一段階として、有価証券報告書・半期報告書等の開示書類の提出について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出を可能とするよう、関係政令・内閣府令等の整備及び E D I N E T システムの構築を図りました。

4．事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

証券取引法施行令等の整備

有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類の電子化について、平成 14 年 6 月 1 日より E D I N E T による開示手続の対象とするため、「証券取引法施行令」及び「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」や「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関係政令・内閣府令及びガイドラインの制定又は改正を行いました。

また、E D I N E T を使用して開示手続を行う場合の入出力装置の技術的基準設定のほか、通信回線の故障等により、E D I N E T を用いて開示手続を行うことができない場合に使用する磁気ディスクの技術的基準を規定した金融庁告示等を発出しました。

電子開示システムの整備

有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類について、E D I N E T を利用した電子媒体による提出が可能となるよう、当該提出に係る E D I N E T

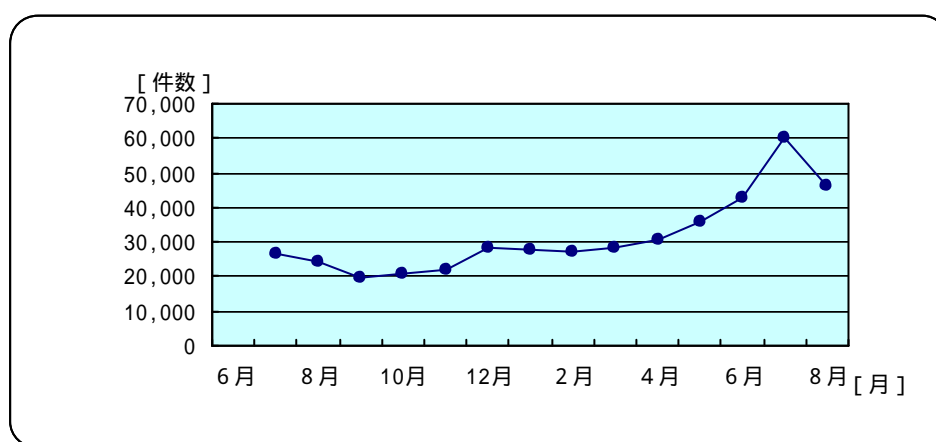
システムの整備を行い、更には、投資者等に対する情報提供の利便性の向上を目的に、E D I N E Tにより提出された開示書類の検索をより自在に行えるよう検索機能の拡張を行うなどの開発・整備に取り組みました。

(2) 評価

平成 13 事務年度においては、上述のとおり、有価証券届出書・発行登録書・公開買付届出書等の開示書類に関する電子化の適用時期を平成 14 年 6 月からと定め、関係政令・内閣府令等の制定又は改正を行ったほか、システム整備及び機能拡張に取り組んだことにより、それ以後、当該開示書類等に係る電子手続が行われています。

また、平成 13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は、平成 13 年 6 月末で約 500 社であったものの、平成 14 年 8 月末では約 1,500 社に増加しているほか、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数も平成 14 年 7 月末では 60,000 件を超えるアクセス（平成 13 年 7 月～平成 14 年 8 月の月平均・約 32,000 件）を記録するなど、その状況に鑑みると、ディスクロージャーの充実に寄与しているものと考えます。

【資料 2 - 2 - 1 インターネットによるアクセス件数】



5. 今後の課題

(1) 企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率化向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があると考えます。

(2) 従って金融庁としては、今後、平成15年6月までには大量保有報告書等の電子化が予定されているほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備を随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利便性の向上等更なる基盤整備を推進する必要があることから、これらに係る開発のため、平成14年度に引き続き、平成15年度予算の要求を行ったところです。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていくほか、平成16年6月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、更なる基盤整備を推進してまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った企業数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数、証券取引法施行令等の整備状況、電子開示システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った企業数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 規定の整備状況

9. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室